

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

令和3年9月16日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100350号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100095号

## 第1 結論

請求者のA社における平成28年12月27日の標準賞与額を29万7,000円、平成29年12月29日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成28年12月27日及び平成29年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成28年12月27日及び平成29年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年12月27日  
② 平成29年12月29日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の標準賞与額の記録がない。賞与振込口座の入出金記録を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給与振込口座の「普通預金お取引明細」、請求期間当時の住所地を管轄する市役所から提出された給与支払報告書及び複数の同僚から提出された賞与明細書(以下「賞与資料」という。)により、請求者は、請求期間①及び②にA社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与資料により推認できる賞与額から、請求期間①は29万7,000円、請求期間②は30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成28年12月27日及び平成29年12月29日における賞与に係る届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2100609 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100096 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 29 年 7 月 7 日の標準賞与額を 33 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 7 月 7 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 29 年 7 月 7 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 7 月 7 日

A 社から支給された平成 29 年 7 月 7 日の賞与記録がないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書 (29 年 7 月度 (賞与)) 並びに A 社から提出された請求者の請求期間に係る月別給与一覧表、平成 29 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、元帳及び振込・振替明細帳票により、請求者は、請求期間に同社から 33 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額 (33 万円) に基づく厚生年金保険料 (3 万円) を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 29 年 7 月 7 日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 29 年 7 月 7 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。